薬局開設

薬局製剤製造販売業 許可更新申請書

薬局製剤製造業

|  |  |
| --- | --- |
| 許可番号及び年月日 | 第 　　 号　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 薬局の名称 |  |
| 薬局の所在地 |  |
| 変更内容 | 事　　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
|  |  |  |
| （法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 |  |
| 責任を有する役員を含む。)の欠格条項申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に | (1) | 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 |  |
| (2) | 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 |  |
| (3) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 |  |
| (4) | 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 |  |
| (5) | 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 |  |
| (6) | 精神の機能の障害により薬局開設者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |  |
| (7) | 薬局開設者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 |  |
| 管理者(薬局製剤) | 氏　名 |  | 資　格 | 年　　月　　日　第　　　　　　　　　 号 |
| 住　所 |  |
| 許可の種類・許可の区分 | 薬局製剤製造販売業・製造業 |
| 製造所の構造設備の概要 | 薬局等構造設備規則第11条の基準のとおり |
| 備　　　　考 | TEL： |

薬局開設

上記により、薬局製剤製造販売業　　の許可の更新を申請します。

薬局製剤製造業

　　年　　月　　日

住所〔 〕

氏名〔 〕

堺　市　長　 殿

担当者：

連絡先：